

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(18) 都道府県名(福井県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
18001	福井市	35,422	5,827	○	1,578	155	67	121	61	H20.6.1	○	○	○			○	○	
18002	敦賀市	10,057	2,988	○	245	13	0	9	11		○	○	○			○	○	○
18004	小浜市	4,778	1,159	○	75	1	0	0	2		○	○	○			○	○	
18005	大野市	5,143	739	○	118	7	3	8	5	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
18006	勝山市	3,528	242	○	36	1	1	0	1		○	○	○			○	○	○
18007	鯖江市	8,849	1,020	○	257	23	0	14	11		○	○				○		
18008	あわら市	4,172	623	○	123	8	0	11	2		○	○	○			○	○	○
18009	越前市	10,671	2,226	○	221	19	7	16	7	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18010	坂井市	11,135	993	○	78	6	1	2	6		○	○	○			○	○	○
18082	永平寺町	2,356	295	○	0	0	0	0	0	H20.8.1	○	○	○			○	○	
18063	池田町	477	31	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
18079	南越前町	1,570	168	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18080	越前町	3,005	166	○	56	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18074	美浜町	1,652	142	○	22	0	0	0	0	H20.9.1	○		○				○	
18077	高浜町	1,589	149	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
18083	おおい町	1,219	38	○	2	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18081	若狭町	2,288	84	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		107,911	16,890	17	2,811	233	79	181	106		17	16	16	2	2	15	16	9

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○○市) 税担当課と連携し情報の共有を図る。(敦賀市)、市民課(国保資格担当)と税務課(国保税課徴収担当)が、情報の共有を図るとともに、共同で臨戸訪問を実施する。(大野市)、福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有を図る。(勝山市)、収納推進課・税務課・福祉課、と連携し情報の共有を図っている。(あわら市)、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(越前市)、夜間窓口相談を開設(坂井市)、他の税金や上下水道料金並びに町からの支払いの関係など各課との情報を共有している。納入があれば短期の保険証を発行している(南越前町)、差押予告等による呼び出し通知の送付(越前町)、税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(おおい町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 資格証交付世帯であっても、乳幼児については短期証を交付している。(敦賀市)、児童養護施設等に入所している資格証交付対象世帯の児童等に対しては、通常の被保険者証を交付している。(大野市)、資格証交付世帯であっても、乳幼児については短期証を交付している。(鯖江市)、資格証交付世帯に対し、時間内及び時間外に訪問し世帯の状況を把握することを目的とした実態調査を実施。(平成20年9月)(越前市)、税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図り、実情を把握する。(おおい町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市) 国民健康保険資格証明書交付審査会を設置し、審査する。(平成20年9月1日施行)(福井市)、弁明書を提出させ、また、レセプトで医療機関の受診歴を確認し総合的に判断している。(敦賀市)、子供のいる世帯から特別な事情の申し出があった場合には、児童担当課等で実態を確認し、被保険者証を交付している。(大野市)、税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図り、判定を行う。(おおい町)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 19 ） 都道府県名（ 山梨県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	山梨市	14345	1091	○	60	4	1	5	1	2008/9/1	○	○	○			○	○	○
2	甲州市	4565	1152	○	0	0	0	0	0									
3	韮崎市	4626	669	○	77	2	1	1	0		○		○					○
4	都留市	5066	633	○	97	8	2	2	5		○	○	○			○	○	
5	大月市	4533	500	○	121	7	1	2	4		○		○					
6	甲府市	33880	8875	○	416	3	0	0	3	2008/8/31	○		○			○		○
7	富士吉田市	8569	1148	○	272	10	2	7	7		○		○					
13	笛吹市	12614	3873	○	9	0	0	0	0	2008/8/31	○							
23	市川三郷町	2918	312	○	61	4	2	3	1		○	○	○			○	○	
26	増穂町	1960	285	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
27	鯉沢町	648	29	○	0	0	0	0	0			○	○	○	○	○	○	○
29	早川町	272	5	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
30	身延町	2680	175	○	33	0	0	0	0	2008/3/31	○	○	○			○	○	○
31	南部町	1496	116	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○		
33	甲斐市	11151	2383	○	112	17	4	9	9	滞納世帯数のみ	○						○	
36	昭和町	4787	1034	○	0	0	0	0	0									
37	中央市	4281	1134	○	0	0	0	0	0									
40	南アルプス市	10629	947	○	6	1	0	0	1	2008/9/12	○							
50	北杜市	9372	1641	○	0	0	0	0	0									
56	道志村	624	27	○	2	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
57	西桂町	695	57	○	3	0	0	0	0		○							
58	山中湖村	1142	151	○	1	0	0	0	0		○	○	○					
59	忍野村	1028	127	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○		○		○
60	富士河口湖町	4022	925	○	15	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
62	鳴沢村	560	5	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○		
64	上野原市	4186	405	○	78	6	0	4	2	2008/9/1	○							
65	小菅村	357	0	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
66	丹波山村	170	0	○	0	0	0	0	0									
都道府県合計		151176	27699	28	1363	62	13	33	33		22	14	18	5	5	13	10	7

滞納者と接触を図るための具体的な取組	市民課・福祉事務所などと連携を図り、情報の共有を図る。(山梨市)
	他市町村に転出した場合、実態調査の照会を当該市町村に対して行い、実情の把握に努める。(山梨市)
	不在の場合通知を入れる。休日・夜間窓口の設置。(韭崎市)
	徴収強化期間(10月～12月)に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している(都留市)。
	徴収嘱託員と夜間訪問及び呼出書の送付を実施している。(甲府市)
	徴収対策本部を立ち上げ各課共有名簿を作成し、情報の共有を図っている。(市川三郷町)
	短期証の有効期限にあわせて督促訪問を行っている。(増穂町)
	税・福祉・水道・下水などの担当課と連携し情報の共有を図る。(皷沢町)
	各徴収金担当課と連携し情報の共有を図る。(身延町)
	督促状の他に催告書、呼出通知書、分納不履行通知、差押予告通知等を活用しながら滞納者と接触を図る。(甲斐市)
	滞納者との接触・交渉経過など取納課と情報共有。(南アルプス市)
税・介護保険・後期高齢者・水道などの担当と連携し情報の共有を図るとともに分担して訪問を行う。(道志村)	
税務課と連携し、窓口相談や訪問等に同席し説明する。(山中湖村)	
税・福祉・水道などの担当課と連携し、情報の共有を図る。(忍野村)	
徴収嘱託員が、主に夜間、休日に滞納者宅を訪問し、接触を図る。(富士河口湖町)	
税務徴収担当と連携し情報の共有を図る。(鳴沢村)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	弁明書の提出を受けた世帯について、取納対策室と国保主管課で協議するが、子供がいるということを特別な事情としていない。(都留市)
	子供(小学生以下)の居る世帯については、資格証明書世帯とせず短期保険者証を交付し、再三呼出しと夜間電話を通じ納付指導を行っている。(甲府市)
	子供のいる世帯は対象外にしている。(笛吹市)
	療養施設等入所している児童については別途対応する(増穂町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	児童福祉施設入所者等には、世帯の状況等を勘案のうえ被保険者証を交付する。(都留市)
	課内協議により判定。(韭崎市)
	状況の判断できる書類の提出。(甲斐市)
	滞納者対策実施要領による特別な事情に関する届書の提出を求め、実態把握を行う。(忍野村)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

043	富士見町	2,281	177	○	0						○	○	○		○	○	○	○
044	原村	1,283	76	○	0						○	○	○			○	○	
046	辰野町	3,236	446	○	15	0					○	○	○			○	○	○
047	箕輪町	3,481	284	○	16	0					○	○	○				○	○
048	飯島町	1,461	73	○	0						○	○	○			○	○	
049	南箕輪村	1,851	189	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
050	中川村	720	16	○	0						○	○	○			○	○	
052	宮田村	1,190	69	○	14	1	0	1	1		○	○	○			○	○	○
053	木曾町	1,982	227	○	0						○	○	○			○	○	
054	上松町	880	100	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
055	南木曾町	757	34	○	0						○	○	○			○	○	○
057	木祖村	461	12	○	0						○	○	○			○	○	○
061	王滝村	187	8	○	0						○	○	○			○		
062	大桑村	682	30	○	0						○	○	○			○	○	
068	筑北村	919	25	○	5	0					○	○	○			○		○
069	麻績村	504	18	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
071	生坂村	351	27	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
072	波田町	2,202	361	○	10	0				H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
073	山形村	1,210	101	○	0						○	○	○				○	
074	朝日村	657	38	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
076	安曇野市	14,211	1,139	○	89	5	2	3	1		○	○	○	○	○	○	○	○
082	池田町	1,579	168	○	0					H20.9.1	○	○	○			○	○	○
083	松川村	1,435	135	○	0						○	○	○					○
086	白馬村	1,865	162	○	30	0					○	○	○			○	○	○
087	小谷村	723	48	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
089	松川町	2,082	136	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
090	高森町	1,790	199	○	0						○	○	○			○	○	○
091	阿南町	770	34	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
093	清内路村	98	1	○	0						○	○	○			○		○
094	阿智村	905	120	○	0					H20.8.31	○	○	○			○	○	○
096	平谷村	83	9	○	0						○	○	○			○	○	○
097	根羽村	165	0	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
098	下條村	490	0	○	0						○	○	○					

099	売木村	126	0	○	0					○	○	○						
100	天龍村	351	18	○	0					○	○	○			○		○	
101	泰阜村	294	10	○	0					○	○	○			○			
102	喬木村	887	86	○	0					○	○	○						
103	豊丘村	892	14	○	0					○	○	○			○	○	○	
104	大鹿村	287	1	○	0					○	○	○	○	○	○	○		
109	小布施町	1,697	43	○	6	1	1	0	0	○	○	○				○	○	
111	高山村	1,059	54	○	0					○	○	○	○	○	○	○	○	
112	山ノ内町	2,596	244	○	0					H20.8.31	○	○	○	○		○	○	
113	木島平村	850	95	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
114	野沢温泉村	711	40	○	0						○	○	○					
115	信州新町	905	19	○	1	0				H20.9.1	○	○	○					
117	信濃町	1,656	175	○	4	0					○	○	○			○	○	
118	飯綱町	1,876	111	○	0						○	○	○			○	○	
122	小川村	500	15	○	0						○	○	○	○	○	○		
123	中条村	387	14	○	0						○	○	○	○		○	○	
125	栄村	402	14	○	0						○	○	○					
都道府県合計		321,104	43,612	81	537	20	3	12	15		81	81	81	32	30	64	63	49

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(岡谷市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、大田市、飯山市、茅野市、佐久市、小海町、川上村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、坂城町、富士見町、辰野町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、筑北村、波田町、安曇野市、池田町、白馬村、高森町、阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町)
	税・福祉・水道などの担当課と連携し定期的に訪問する。(佐久穂町)
	税務係・水道料金係と連携、情報を共有し、共同で該当者宅への訪問や庁舎への呼び出しを行っている。(木祖村)
	全職員による滞納者に対する個別訪問(青木村 年3回、南箕輪村 年2回)
	徴収職員の他に全職員担当区域を決め、徴収業務を行っている。(阿智村)
	納税相談日を設定し、呼び出しを行う。(千曲市、箕輪町、小谷村)
	短期被保険者証の発行により納税相談の機会を増やす。(上田市、飯田市、南牧村、富士見町、小谷村、高山村、山ノ内町、飯綱町)
	保険証更新時や児童手当支給時に来庁文を送付し納税相談を行っている。(上松町、南木曾町、松川村、豊丘村)
	医療給付費等、町からの支払を現金払いにし来庁を促す。(小海町)
	高額療養費等の保険給付の支給時に折衝を行う。(池田町、山ノ内町)
滞納者については、税務課の収納担当係が随時訪問し折衝をしている。また、自宅を訪問しても接触が取れない滞納者については、転居や転出、出生などの手続きで来庁する際に、収納担当係と国保担当係が連携して折衝をする機会を得るようにしている。(諏訪市)	

子供のいる世帯に対する特別な取組	訪問を行い実情を把握する。(岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、大町市、千曲市、御代田町、富士見町、南箕輪村、宮田村、安曇野市、泰阜村、小布施町)
	福祉と連携し、訪問等を行い実情を把握するとともに納税を促進する。(佐久穂町)
	納税相談のうえ短期被保険者証の交付を行う。(諏訪市、小諸市、大町市、千曲市、佐久市、佐久穂町、御代田町、青木村、坂城町、下諏訪町、辰野町、箕輪町、宮田村、木祖村、波田町、安曇野市、小谷村、高森町、下條村、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町)
	子供のみ短期証を交付。(塩尻市、軽井沢町)
	乳幼児世帯への交付は独自基準により実施せず。(松本市)
	訪問を実施するとともに、小学校就学前の子供がいる世帯は、保育課から家庭の実情等を把握する。(茅野市)
	福祉担当と連携し、実情を把握したうえで対応をしている。(池田町)
	保育料担当課と連携し情報の共有を図る。(大町市)
	福祉課や民生委員等と連携し、滞納対策会議の際同席してもらい、情報を得て、資格者証や短期証発行の判断材料としている。(阿智村)
	福祉医療給付金の支給に合わせ折衝の機会を増やす。(山ノ内町)
児童手当支給月に相談機会を設け納税相談を実施。(豊丘村)	
子供のいる世帯については医療機関の受診が頻回であり保険証の保有不可欠であるから保険証を切らさぬよう納入の督促をおこなっている。(坂城町)	
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	審査委員会で判定を行う。(長野市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久穂町、御代田町、東御市、坂城町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、安曇野市、小布施町)
	管理職・担当者で会議を聞き判断を行う。(川上村)
	弁明書を送付後、提出された弁明内容を協議し、判定を行う。(軽井沢町)
	庁内での収納推進プロジェクト会議(税・料担当)においても情報の共有を図る。(富士見町)
	福祉課や民生委員等と連携し、滞納対策会議の際同席してもらい、情報を得て、資格者証や短期証発行の判断材料としている。(阿智村)
資格証明書の発行予告を当事者に行う。特別な滞納理由等が認められるときは、証明書の発行を猶予し、短期被保険者証を交付する。(飯綱町)	

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(021) 都道府県名(岐阜県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実態 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	岐阜市	69,529	14,821	○	3,581	118	81	158	90	20.8.31	○	○	○		○	○	○	
002	大垣市	23,880	2,309	○	6	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
003	高山市	14,528	1,031	○	55	0	0	0	0		○	○	○				○	
004	多治見市	17,468	3,044	○	350	24	6	20	16	20.8.31	○	○	○		○	○		
005	関市	13,630	2,235	○	287	0	0	0	0		○	○	○		○			○
006	中津川市	11,757	1,616	○	103	5	1	5	6	20.8.31	○	○	○					○
007	美濃市	3,547	930	○	40	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○			○	○	
008	瑞浪市	5,652	737	○	12	1	1	1	0	20.4.30	○	○	○		○			○
009	羽島市	10,249	2,378	○	46	4	0	4	3		○	○	○			○	○	○
010	恵那市	8,151	723	○	72	0	0	0	0		○	○	○		○			○
011	養老加茂市	7704	699	○	92	4	1	3	1		○	○	○	○	○	○	○	
012	土岐市	9,610	1,033	○	78	0	0	0	0		○	○	○		○	○		○
013	各務原市	22,235	3,800	○	691	64	21	47	29		○		○		○		○	
015	岐南町	3,805	1,287	○	241	10	3	9	8	20.9.1	○							
016	笠松町	3,475	308	○	83	14	9	5	8	20.8.31	○							
021	養老町	4,549	665	○	62	2	0	0	2		○							
023	垂井町	4,021	673	○	1	0	0	0	0	20.9.10	○		○					○
024	関ヶ原町	1,303	162	○	0					20.8.31							○	○
025	神戸町	3,042	277	○	5	2	0	1	2	20.8.31	○					○	○	
026	輪之内町	1,175	129	○	0					20.6.1	○	○						
027	安八町	2,069	483	○	5	1	0	0	2	20.8.31	○	○	○			○	○	
029	播磨川町	3,827	278	○	16	1	0	1	0		○	○	○			○	○	
031	大野町	3,212	387	○	0						○							
032	池田町	3,194	503	○	12	0	0	0	0	20.9.16	○	○	○	○	○	○	○	
038	北方町	3,253	484	○	138	11	6	8	2	20.4.1	○	○	○		○			
060	坂祝町	1,248	128	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
061	富加町	812	101	○	4	0	0	0	0	20.8.31	○							
062	川辺町	1,589	160	○	10	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
061	七宗町	782	44	○	8	0	0	0	0	20.9.17	○	○	○			○	○	○
064	八百津町	2,043	137	○	0						○	○	○			○	○	○
065	白川町	1,702	150	○	3	0	0	0	0		○	○	○					
066	東白川村	475	19	○	1	0	0	0	0		○							
067	御嵩町	2,740	615	○	9	0	0	0	0	20.3.3	○		○					
068	可児市	14,189	3,802	○	23	0	0	0	0	20.6.1	○	○	○			○	○	
090	白川村	275	5	○	1	0	0	0	0	19.11.1	○	○	○	○	○	○	○	
101	山県市	4,723	397	○	108	5	0	2	4		○	○	○			○	○	
102	穂積市	7,773	2,771	○	160	1	0	0	1	20.3.31	○	○		○		○	○	
103	本巣市	4,995	345	○	77	1	0	1	0	20.9.1	○	○	○			○	○	
104	飛騨市	4,282	208	○	0						○	○	○			○	○	
105	郡上市	6,969	354	○	0						○							
106	下呂市	5,752	425	○	9	0	0	0	0		○	○	○			○		
107	海津市	5,702	622	○	0					20.6.1								○
都道府県合計		320,896	51,375	42	6,389	268	129	265	174		40	29	30	7	14	25	25	10

滞納者と接触を図るための具体的な取組	生活困窮者を対象として、生活福祉課と連携し情報の共有を図る。
	担当職員の臨戸、電話催告等の他に集金員の訪問。管理職の特別滞納整理で接触を試みている。
	訪問徴収員による毎月1回の訪問。毎月2日間夜間納税相談の実施。職員による年3回休日滞納整理の実施
	時間外窓口の期間を設け、納付相談を行っている。
	短期保険証、資格証明書の対象となった者に対し、納付相談を行っている。
	年末・年度末等休日の訪問を行い、税などの担当課と連携し情報の共有を図る。
	現地での情報収集及び税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。
	税金等担当課と連携し情報の共有を図る。
	税務課、福祉課などの担当課から被保険者世帯に関する情報の提供を受ける。
	嘱託徴収員を訪問させ、どのような現状か確認し、来庁納付相談等を依頼し、接触を図っている。
	徴収課(町税、固定資産税、国保税)と連携し情報の共有化を図る。
	税務課納税管理担当と密に連絡を取り合い、滞納世帯の情報の共有を回りに対応している。
	呼び出しなどによる役場窓口での納税相談及び毎月の臨戸訪問
	税務課を徴収主管課に位置づけ各課の滞納者情報の共有を図っている。
	関係課での連携を密にし、情報を共有する。
	レセプトにて保険給付記録を確認。税務課と連携し情報の共有を図る。
	福祉担当課・水道担当課・税務担当課・町営住宅担当課と連携し情報の共有を図っている。
	擬主に来庁を依頼する。
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。
	他課(他税目)と連携し、情報の共有を図る。
	税務課と連携し、情報の共有を図る。
	他課と連携し情報の共有を図る。
	他の税の収納状況を把握し、国保税とともに滞納整理を図っている。
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図るとともに、滞納整理月間を年4回設け収納状況の改善につとめることとしている。
	保険証の窓口交付、納税相談会の実施、収納対策プロジェクト会議での情報交換の実施
税・福祉担当課との情報交換により現状の把握を行う。	
税務他担当課と連携し情報の共有を図る。	
徴収担当課と連携し情報の共有を図る。	
福祉医療受給者証の更新受付時など様々な要件で医療保険課に来庁した時に、収納支援システムにより、滞納状況を確認し、接触を図っている。	
税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。	
福祉・水道・公営住宅担当課からの情報提供、勤務先への訪問	
各関係課、係と連携し情報の共有をはかり納税相談を行い計画納付等の納付状況により判断している。	
福祉医療受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対して戸別訪問を実施。	
資格証明書に該当した時点で世帯に中学生以下の子どもがいるかを確認している。(これまでに該当者は0)	
福祉医療助成対象者は、資格証明書の対象から除外する。	
福祉医療助成対象者のいる世帯は、資格証明書の交付の対象者から除外している。	
電話催告・訪問を実施している。	
児童手当・福祉医療の更新時に接触を回りに把握する。	
他の滞納者と比較して、訪問、電話等の接触の機会を多くしている。	
滞納世帯については訪問し滞納整理を実施している。	
福祉医療の更新時に保険証の必要性を説明し、保険証を渡すことができるよう努めている。	
重度心身障がい者のいる世帯を除いて、レセプトにて保険給付記録を確認。当町では、中学校3年生までを対象に医療機関窓口負担分を町が負担。分納を指導する。	
接触、相談により、短期証の発行で対応するなど、できる限り資格証明書の発行を行わないようにする。	
納付相談及び納付指導を通じて実情を把握する。	
児童手当・児童扶養手当の更新手続き時に児童高齢福祉課と連携し、滞納世帯が手続きに来庁した場合に連絡をもらって接触を図っている。	
実情を把握する。	
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	特別の事情に関する届出書により決裁。
	弁明書を提出させ納付相談に結びつける。要綱に該当する事由であれば、誓約を取り短期証を交付。
	弁明書を提出させ、課内で判定している。
	担当課で判定を行っている。
	税務課にて町税等公租公課の減免申請が提出されているか確認する。また、戸籍係にて破産宣告の有無を確認する。
	面談し、家庭状況の把握に努めている。
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を回りに特別な事情について判定を行っている。
収納対策プロジェクトを設置し、判定を行う。	
申請書を提出していただき、申請書、相談等の内容を課内協議(決裁)し、判定を行う。	

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号(22) 都道府県名(静岡県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	静岡市	116,754	30,516	○	2,417	186	37	145	110		○	○	○		○	○		
002	浜松市	119,816	22,310	○	1,202	85	33	61	37	9月1日	○							○
003	沼津市	36,220	7,740	○	51	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
005	熱海市	10,259	1,783	○	102	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	
006	三島市	18,260	4,814	○	125	8	0	8	3	9月1日	○	○	○					
007	富士宮市	19,544	6,222	○	570	58	60	73	68	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
008	伊東市	17,905	4,973	○	183	4	6	5	1	9月1日	○	○	○	○		○	○	○
009	島田市	14,935	2,934	○	24	0	0	0	0	9月1日	○							
010	富士市	37,249	7,576	○	735	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○		○		○
011	磐田市	24,156	6,820	○	17	3	0	3	3	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
012	焼津市	18,444	4,164	○	58	11	5	10	3	9月1日	○	○		○		○		
013	掛川市	15,730	3,517	○	530	66	26	48	34	9月1日	○							
014	藤枝市	19,341	4,070	○	54	5	0	5	3		○	○					○	
015	御殿場市	12,033	3,591	○	207	5	1	1	4	9月1日	○	○	○			○	○	○
016	袋井市	10,205	3,050	○	67	6	1	5	6	9月1日	○		○					
019	下田市	5,669	1,524	○	90	3	3	1	0	9月1日	○							
020	裾野市	7,088	1,618	○	123	11	4	10	4	9月1日	○							
021	湖西市	5,568	966	○	111	10	2	11	1	9月1日	○							
081	伊豆市	6,767	1,093	○	50	1	0	0	1	9月1日	○		○					○
082	御前崎市	5,541	1,143	○	303	32	17	24	10	9月1日	○							○
083	菊川市	6,404	1,300	○	71	8	0	6	3	9月1日	○		○					○
084	伊豆の国市	9,336	2,877	○	2	1	0	0	1	9月1日	○		○					
085	牧之原市	7,720	1,306	○	148	11	1	6	6	9月1日	○	○	○			○	○	○
022	東伊豆町	3,314	1,134	○	64	4	0	2	3	9月1日	○	○	○			○	○	
023	河津町	1,734	349	○	30	2	0	1	1	9月1日	○							
024	南伊豆町	2,924	266	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○		
025	松崎町	1,720	235	○	7	2	1	2	0	9月1日	○	○	○			○		○
026	西伊豆町	2,246	284	○	25	1	0	0	1	9月1日	○							○
032	函南町	6,675	2,344	○	49	4	1	2	2	9月1日	○							
037	清水町	5,058	2,136	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○				○		○
038	長泉町	5,387	1,110	○	46	0	0	0	0	9月1日	○	○				○	○	○
039	小山町	7,534	466	○	48	0	0	0	0	9月1日	○		○			○		○
040	芝川町	1,487	260	○	12	1	1	0	0	9月1日	○	○						
041	富士川町	2,592	462	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	
043	由比町	1,872	131	○	1	0	0	0	0	9月1日	○							
044	岡部町	1,910	229	○	2	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	○
045	大井川町	3,330	445	○	30	4	0	10	3	9月1日	○							
049	吉田町	3,933	791	○	27	2	0	1	1	9月1日	○	○	○			○		
052	川根本町	1,546	134	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					○
060	森町	6,309	262	○	2	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
072	新居町	2,514	306	○	13	1	0	0	1	9月1日	○	○	○			○		
都道府県合計		607,029	137,251	41	7,604	535	199	440	310	-	41	23	24	7	5	22	12	17